



紀美野町会計年度任用職員募集案内

令和8年度の登録者を次のとおり募集します。

1. 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると事務補助等ではありますが、一般職の地方公務員となり、地方公務員法（服務規程・分限処分・懲戒処分）が適用されます。

2. 職務内容・募集人数・資格条件（日本国籍を有する方）

募集職種	募集人数	資格条件
児童厚生指導員	1名	児童館運営に興味がある方、こどもが好きな方 ※資格要件は必要ありません。 欠格要件に該当しないこと。

3. 申込手続き

受付期間	令和8年3月2日（月）～令和8年3月16日（月） ※以降必要人員に達するまで隨時募集します。 (受付は上記期間の土・日曜日を除く8時30分～17時までとします。) ※ 郵送又は直接持参。 ※ 郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込書 在中」と朱書きしてください。
提出書類	① 履歴書（JIS規格の様式例に基づいたもの（市販可）、全国（近畿）高等学校統一応募用紙、新規大学等卒業予定者用標準的事項に基づいたものの内いずれかを提出。※必ず顔写真を貼ってください。） ② 会計年度任用職員申込書

申込先及びお問い合わせ	紀美野町子育て推進課（総合福祉センター2階） 〒640-1121 海草郡紀美野町下佐々1408番地4 TEL：(073) 489-2430（代表） (073) 489-9966（直通）
-------------	---

4. 欠格要件（地方公務員法第16条）

下記の欠格要件のいずれかに該当する人は申し込みできません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 紀美野町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

5. 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6. 試験の概要

選考等の結果に基づき、任用候補者名簿へ登載します。

登載順に任用を行い、欠員の状況等に応じ逐次任用します。

※一定の基準に達しない場合は、名簿へ登載されません。

・採用までの流れ

申込 ⇒ 書類選考 ⇒ ※試験（面接） ⇒ 合格決定 ⇒ 内定 ⇒ 採用

※1 書類選考を実施した上で面接試験の受験者に通知します。

※2 面接試験は1人20分程度となります。

(注) 提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また、採用後に不正等が発覚した場合には、任用を取り消します。

7. 任用候補者名簿登載期間及び任用期間

任用候補者名簿登載期間：名簿登載日から令和9年3月31日まで

任用期間：任用の日から令和9年3月31日まで

8. 試験日時及び会場

【試験日時】

書類選考を実施した上で、受験者に文書で通知します。

試験は受験番号順で行います。

【試験会場】

詳細は申込者に試験案内文で通知します。

9. 試験の結果・開示

試験の結果は、後日、文書で通知します。

結果については、紀美野町個人情報保護条例第14条の規定により、開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、面接試験のお知らせ通知及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付で公的機関発行のものに限る。）を持参の上開示場所に直接おいでください。なお、電話、郵便等による請求では開示できません。開示を請求される場合は、事前にご連絡ください。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
不合格者 (本人に限る)	順位及び 総合得点	結果通知日から 2週間(土・日曜日 及び祝日を除く8 時30分から17時)	紀美野町役場子育て推進課

10. 勤務条件

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
条件付採用期間	採用後1ヶ月は「条件付採用期間」となります。 良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。

勤務日数	・月～金曜日のうち、週 2 日程度(曜日は相談に応じます。)
勤務時間	・14 時～17 時
勤務場所	紀美野町中央児童館(紀美野町下佐々173 番地)
報酬額等	時給 1,223 円 (月末締めの翌月 18 日支払い) ※報酬額は現時点での予定で、変更になる場合があります。
諸 手 当	時間外勤務手当
福利厚生	公務災害補償
休館日	土曜日・日曜日及び祝日 任命権者の指示する日 年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)
休 暇 等	年次有給休暇(勤務日数等に応じて付与) 特別休暇(有給:結婚、忌引休暇など) (無給:産前・産後休暇、病気休暇など)

11. その他

- ・ 提出書類に不備があると受付することができず受験できませんので、提出前にもう一度確認してください。
- ・ 試験日時、試験会場を確認し、必ず定刻までにお越しください。
- ・ 気象条件、その他の事情により、試験日、試験開始時間が変更される場合があります。
- ・ 試験において一定の基準に達しない場合は、不合格とするため、募集人数を下回る場合があります。
- ・ 会計年度任用職員から常勤職員への切替えは一切ありません。また、次の任用更新は確約されていません。
- ・ 申し込みにあたり当町が取得した個人情報については、試験及び採用事務の目的以外に使用しません。また、提出された履歴書等の書類については、返却は行わないため、責任を持って処分させていただきます。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

- 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
 - 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、

次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十二条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号口及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。